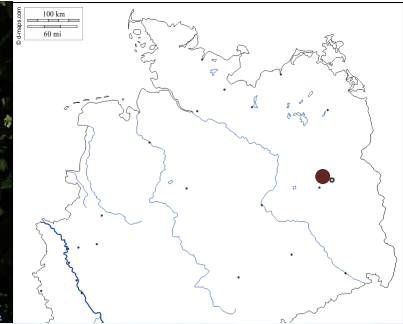


ドイツ連邦憲法裁判所の気候保護法違憲決定
(2021年5月28日)

弁護士 千葉恒久

2021年5月28日



連邦憲法裁判所

カールスルーエ

裁判官8人+8人（任期12年）

憲法異議 5000～7000件/年

2つのハードル～憲法異議の要件

【憲法異議】(Verfassungsbeschwerde)

立法行為・行政行為・司法行為による基本権の侵害

他に司法救済を受ける方法がない

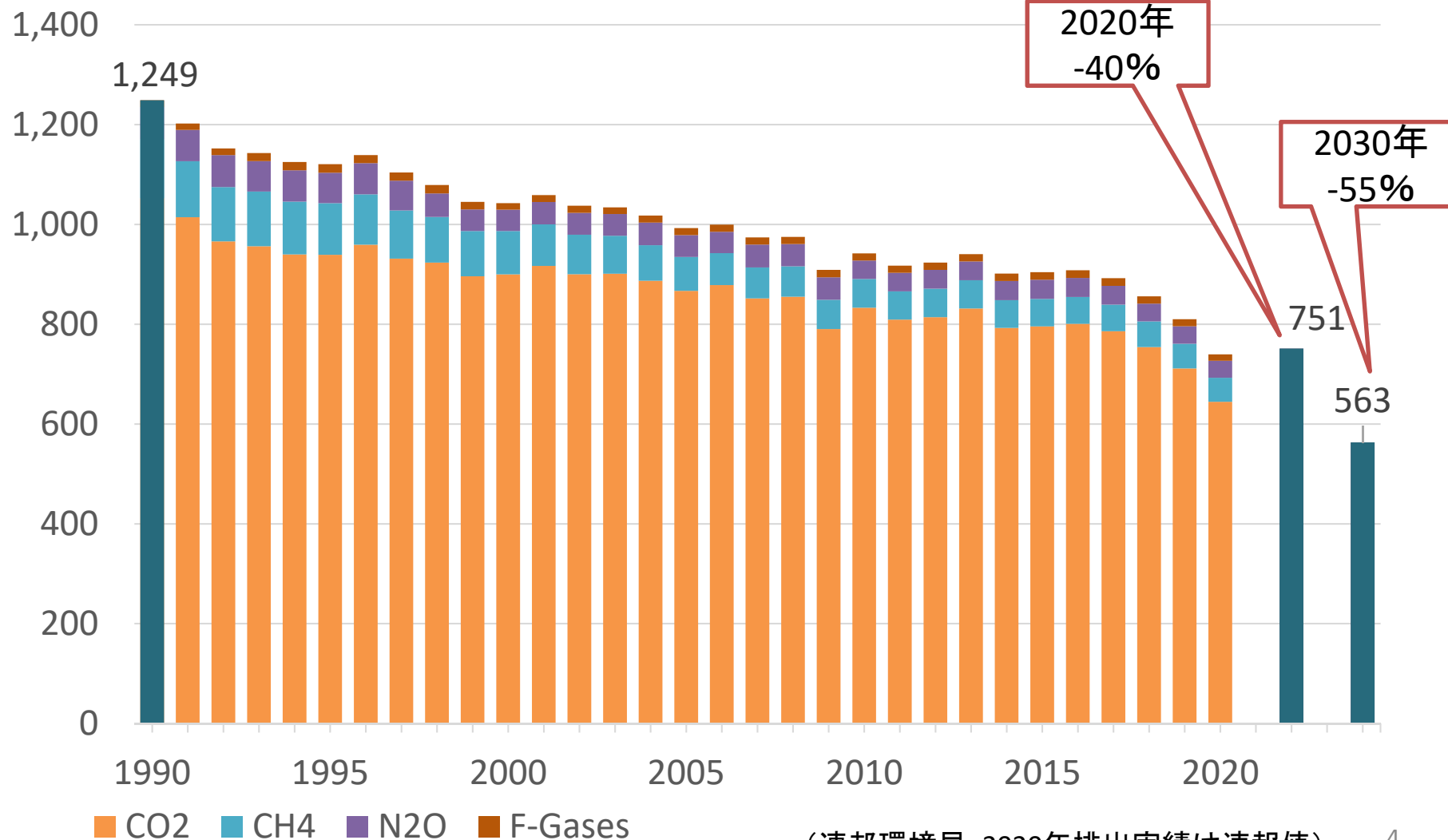
→誰もが連邦憲法裁判所に救済を求められる

法令に対する憲法異議の3要件

自身が、現在において、直接に侵害されている

温室効果ガスの排出量の推移と削減目標

(百万t-CO2換算)



(連邦環境局: 2020年排出実績は速報値)

連邦気候保護法 (2019年12月制定)

【目的】

世界的な気候変動からの保護、気候保護目標の達成、EU目標の遵守を目的とする

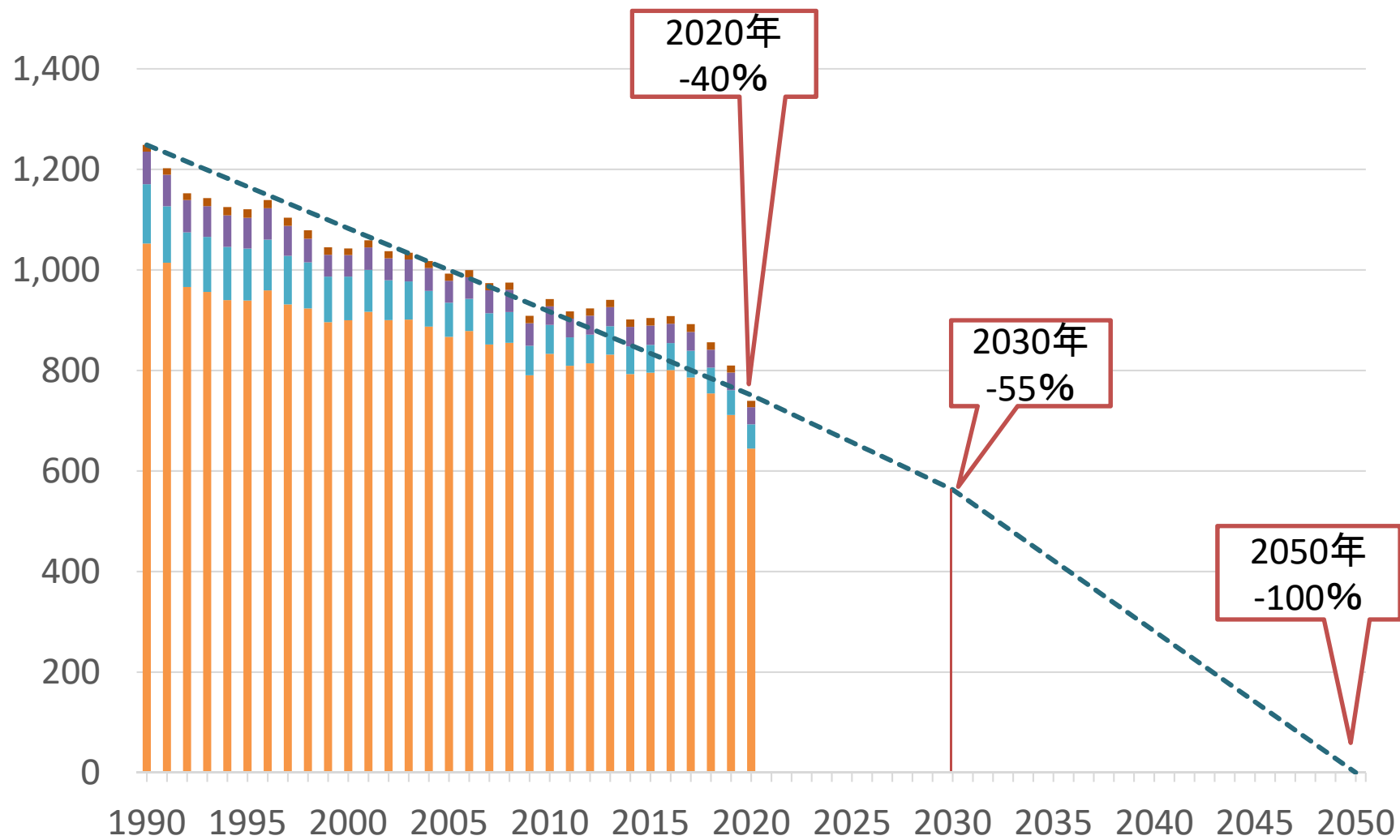
パリ協定における義務と2050年までの気候中立という目標を基礎とする

【削減目標と許容排出量】

2030年までに斬新的に最低55%削減 (1990年比) する

エネルギー事業、インダストリー、輸送、建造物、農業、
廃棄物等の分野別の2030年までの各年の許容排出量を法定

(百万t-CO₂换算)

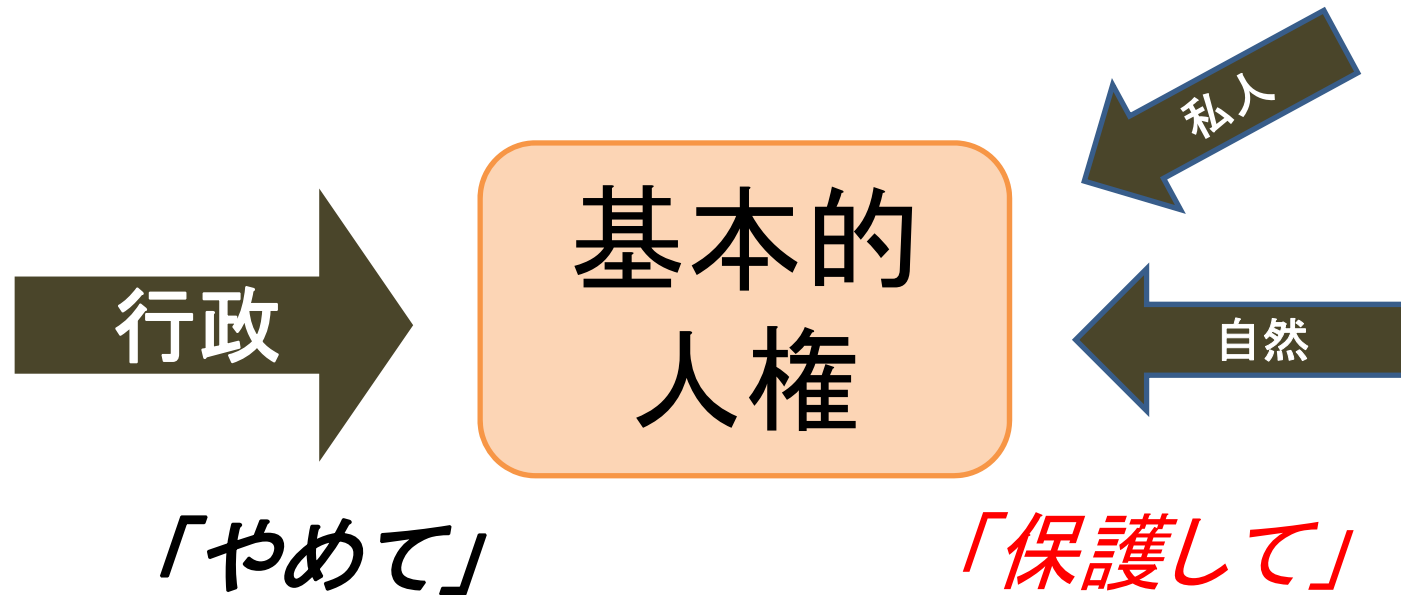


国の自然的生命基盤保護義務

基本法20条a

「国は、次の世代に対する責任を果たすためにも、憲法的秩序の枠内において立法を通じて、また、法律および法の基準に従って執行権および裁判を通じて、自然的な生命基盤および動物を保護する。」

2つのハードル～保護義務違反の要件



連邦憲法裁判所が「保護義務違反」とできる場合

- 全く保護しない
- 全く不適切な保護しかしない
- 完全に不十分な保護しかしない

連邦憲法裁判所決定 (2021年3月24日)

【主文】

連邦気候保護法の2030年目標と各年の許容排出量を定めた規定は、憲法上の要求を満たした2031年以降の削減目標の定めを欠いている限りにおいて、基本権と相いれない。

連邦議会は、遅くとも2022年12月31日までに、2031年以降の削減目標を定めなければならない。

気候変動と国の保護義務

生命身体の保護を求める基本権は、気候変動によって生命身体が危険にさらされる場合にもあてはまる。99

限度のない温暖化と気候変動は基本法と相いれない。120

温室効果ガスの濃度増加と温暖化は現在のところ元に戻せない。・・・これ以上の温暖化が許されない水準に達したら、濃度を増加させない中立的な排出量まで削減することが憲法上の気候保護義務となる。だから、基本法20条aは気候中立化を実現することをも目指している。198

将来世代の自然的生活基盤を保護する義務

基本法20条aは将来世代のためにも、自然的な生命基盤を保護することを義務付けている。

それは同時に環境保護の負担を世代間で分配することでもある。

保護の任務は、自然的な生命基盤に配慮し、後の世代が過激な自制によってしか守れないような状態を残してはならないことも含んでいる。¹⁹³

国際的な協調と国の保護義務

気候変動は世界的な事柄であり、ドイツだけで阻止できるものではない。しかし、それはドイツが貢献することを不可能にしたり無駄にしたりするものではない。⁹⁹

基本法20条aの気候保護義務は、国家の枠を超えた、国際的な行動をも含む。…たとえ国際協力が実現できなくても、国家機関が気候保護の義務を負うことには変わりがない。²⁰¹

他国の排出は保護義務を免れる理由にはならない。…気候保護義務は国際的な協力によってのみ成果を上げられる。だからこそ、国は他国が協力を怠るような動機を与えてはならない。…地球規模の気候変動の解決は、相互的な実現への意思にかかっている。²⁰³

パリ協定の実効性も、各国間の相互の信頼を拠り所としている。²⁰⁴

残されたCO2許容排出量(「CO2残予算」)

一度大気中に放出されたCO2は、現時点の技術ではもとに戻せない。気温上昇を限られた範囲にとどめるためには、それに応じたCO2を排出することしか許されない。地球には、CO2残予算しか残されていない。¹¹⁹

気候保護法における2030年までの年間排出量についての定めは、必然的に元に戻せない方法でCO2残予算を削る。

CO2の排出に寛大な定めは、将来の自由に対する避けることができない法的な危険となる。

残予算が乏しくなり排出水準が高くなればなるほど、対処のための時間は短くなる。対応策が少なくなればなるほど、CO2排出を伴う行動の自由の制約は大きくなり、基本権が侵害される。¹⁸⁶

2030年以降の自由に対する制約



2030年までの許容排出量は、それ以降の基本権の行使に対する侵害に等しい効果を有する。これは法的な意味を持つ。…憲法上の正当化が必要である。187

将来発生する損害のリスクであることは、憲法違反であることの妨げにならない。…それは、もはや修正の余地がない経過で起きる事柄にもあてはまる。108

負担のバランスの要請

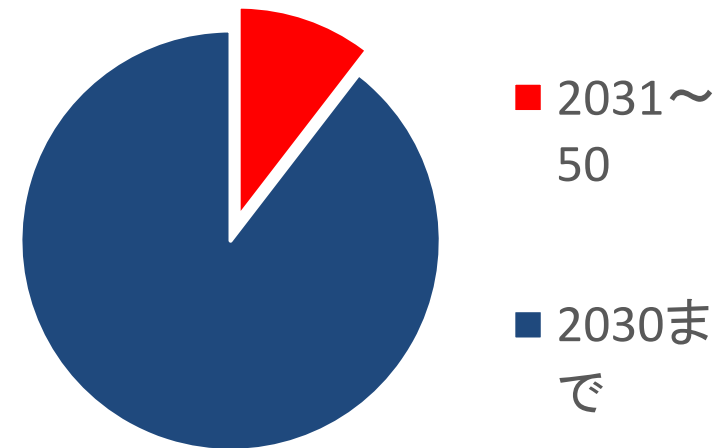
基本法は、立法者に対し、気候中立を実現するまでの間のCO2の排出量の削減を、気候保護の要求が高まって自由の喪失を引き続き許容範囲内におさめ、削減による負担を一方的に将来に押し付けることがないよう、事前に配慮的に定めることを義務づけている。¹⁹²

バランスの原則からは、ある世代が軽い削減の負担しか負わずCO2残予算の多くの部分を使ってしまおう一方で、その後の世代に対して、異議申立人が「急ブレーキ」と表現するような急激な削減の負担を押し付け、生活上の自由に対する重大な制約を負わされることは許されない。¹⁹²

CO2残予算の先食い

気温上昇を1.75度以内に抑える場合、ドイツ一国のCO2残予算は6.7ギガトンである。

ところが、気候保護法における2020～30年の許容排出量の合計は6ギガトンに達している。その後には1ギガトンも残されていない・・・232・233



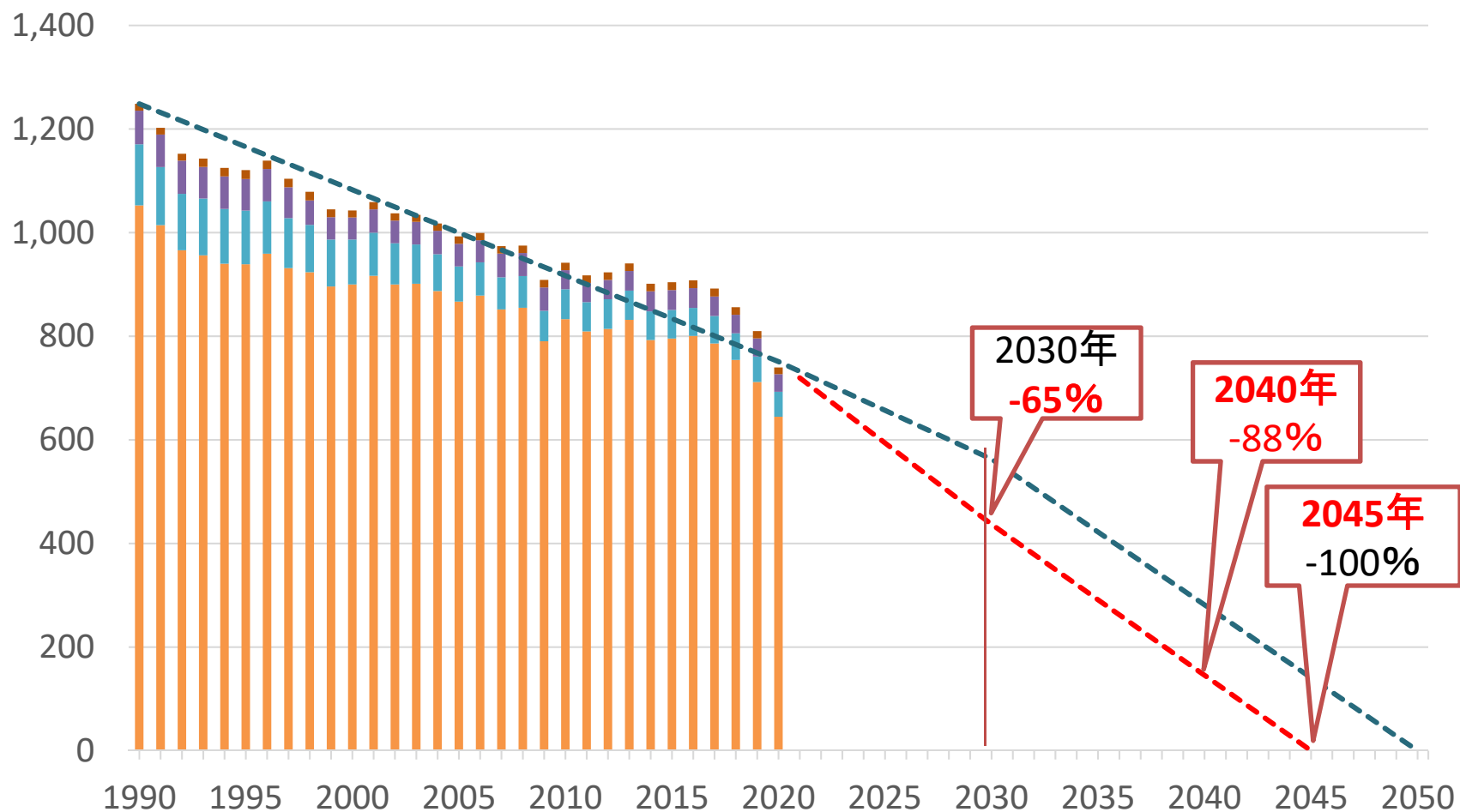
(1ギガトン=10億トン)

将来の発展への見通しを

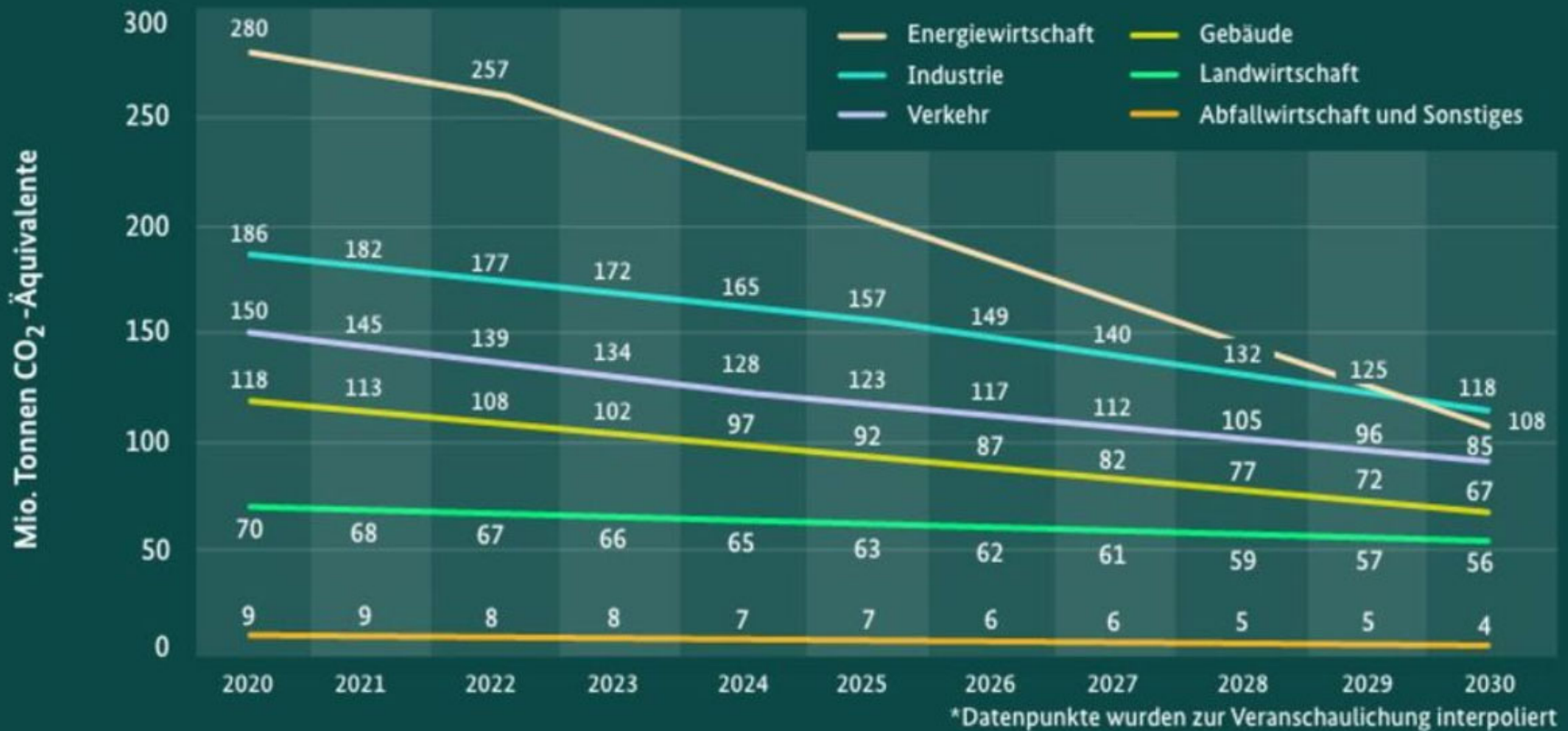
将来の自由の制約の進路は、現在の許容排出量で定められる。将来の自由に対する影響については、進路を変えることができる現時点で、バランスのとれたものにしなければならない。192

将来の自由を守るうえで重要になるのは、立法者が出来る限り早い時期に必要な発展と実行のプロセスに着手し、2030年以降の見通しを作り、同時に発展に向けた十分なプレッシャーと計画的な確実性をもたらすことである。249

連邦氣候保護法改正案(閣議決定)

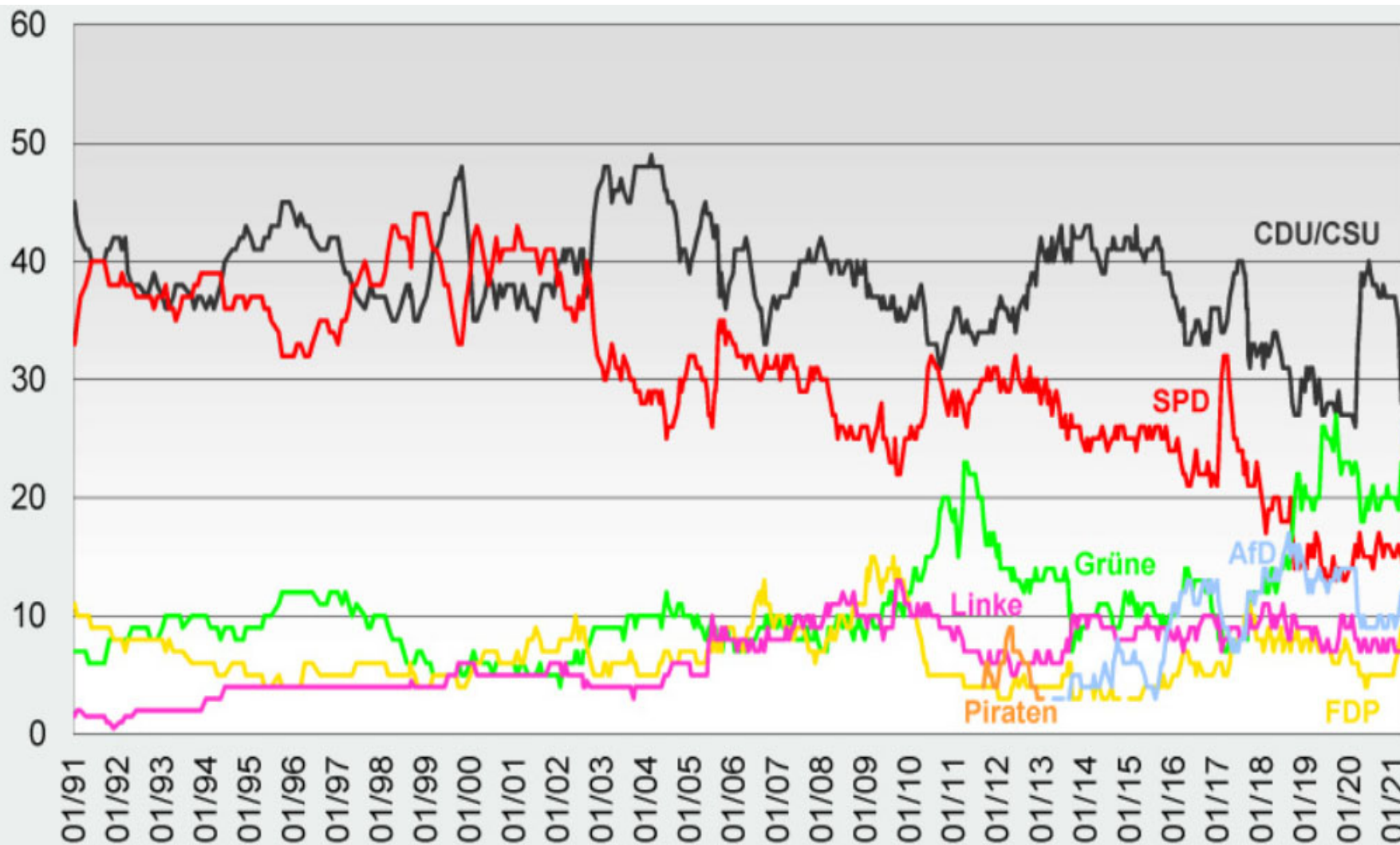


Das neue Klimaschutzgesetz - Jahresemissionsmengen nach Bereichen bis 2030



• Für 2031 bis 2040 legt das Klimaschutzgesetz jährliche Gesamt-minderungsziele fest. • Bis 2040 müssen mindestens 88 % weniger Treibhausgasemissionen ausgestoßen werden. • Ab 2045 schreibt das Klimaschutzgesetz Treibhausgasneutralität vor, nach 2050 negative Emissionen (wir entnehmen der Atmosphäre netto Treibhausgase).

政党支持率の推移 ～ 中道政党の衰退／緑の党の躍進



ご清聴ありがとうございました